



# 最近の判例から見る知財実務

弊所判例勉強会からのご紹介

2019年8月

弁理士 須藤 淳

弁理士 菅野 裕之

# 目次

## 1. 特許

(1) 審決取消訴訟(進歩性、明確性、サポート要件): ケース1~4

(2) 侵害訴訟(充足性、均等論、特許寄与率): ケース5~9

(3) 発明対価請求訴訟: ケース10

2. 意匠: ケース11

3. 不正競争防止法: ケース12~13

4. 質疑応答



# 目次

## 1. 特許

**(1) 審決取消訴訟(進歩性、明確性、サポート要件): ケース1~4**

(2) 侵害訴訟(充足性、均等論、特許寄与率): ケース5~9

(3) 発明対価請求訴訟: ケース10

2. 意匠: ケース11

3. 不正競争防止法: ケース12~13

4. 質疑応答



【ケース1】 H30.9.4 知財高裁 平成29年(行ケ)10201

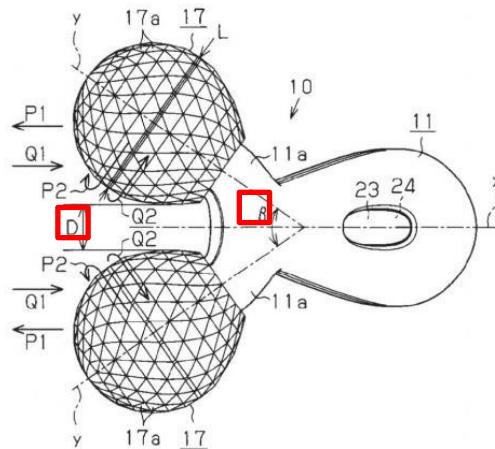
相互に密接に関連した2つの相違点に係る構成がそれぞれ異なる文献に記載されていることをもって相違点に係る各構成を容易に想到し得たとはいえないと判断された事案。

＜事実関係＞

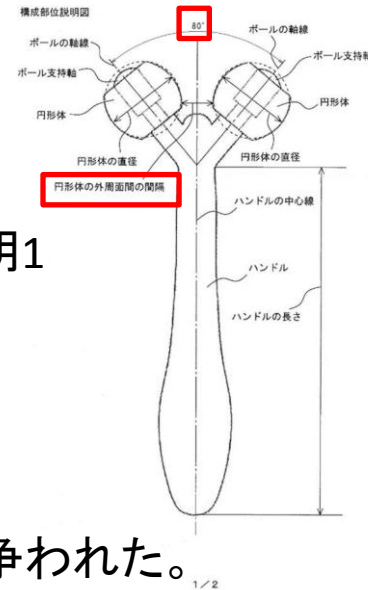
相違点1: 本件発明は、一对のボール支持軸の開き角度( $\beta$ )を65～80度としたのに対して、引用発明1は、一对の円形体の支持軸の正面図上のなす角度を80°とした点。

相違点2: 本件発明は、一对のボールの外周面間の間隔(D)を10～13mmとしたのに対して、引用発明1は、一对の円形体の直径を10とした場合の一对の円形体の外周面間の間隔の相対値を4とした点。

本件発明



引用発明1



＜争点＞

本件発明と引用発明1の相違点の判断の誤りについて争われた。

## <裁判所の判断>

・本件明細書の記載によれば、肌の摘み上げを適度な強度で行うことには、一对のボールの支持軸のなす角度 $\beta$ と、一对のボールの外周面間の間隔Dの両方が関係している。

・角度 $\beta$ と間隔Dとは、一般に、角度 $\beta$ を変えれば間隔Dも変わり、間隔Dを変えれば角度 $\beta$ も変わるという関係にある。

→ 相違点1及び2に係る各構成は、完全に独立したものではなく、相互に密接に関係したものである。

相違点1及び2に係る各数値範囲の構成がそれぞれ異なる文献に記載されていることをもって、相違点1及び2に係る各構成を当業者が容易に想到し得たものということとはできない。

各相違点に係る構成につき相互の関連性を考慮することなく別個独立に考察することは相当でない。

## <実務への反映>

・明細書作成にあたっては、各構成それぞれの作用効果だけでなく、各構成の関連性及びその作用効果も記載することが望ましい。また、将来的な補正も考慮して、各請求項間の関連性及びその作用効果についても記載することが望ましい。

・数値範囲に関する構成は設計事項と判断される可能性がある。しかし、本件発明のように数値範囲を2つ特定し、明細書においてそれら2つの数値範囲の関連性及びその作用効果を記載することによって、設計事項と判断される可能性が低くなる。

【ケース2】 H26.5.12 知財高裁 平成25年(行ケ)10229

引用文献1に記載の発明に引用文献2に記載の構成を採用した場合、引用文献1に記載の発明の目的や課題に反する構成になるとして、これらの文献に記載の構成を組み合わせることには阻害理由があると判断された。

＜事実関係＞

本件発明：靴下の踵部を左右非対称にして履き心地向上

A：踵部の内側のゴアラインを分岐

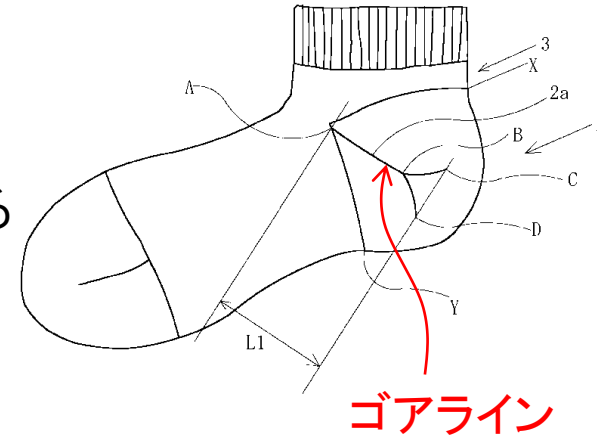
B：踵部の外側のウェール数(編密度)を多くする

甲1発明：靴下の踵部を左右非対称にして履き心地向上

C：踵部の内側または外側のゴアラインを分岐

甲2発明：靴下の踵部のふくらみに余裕を生じさせる

D：踵部を編成するウェール数を多くする



＜争点＞

甲1発明のCと甲2発明のDとを組み合わせると本件発明(A+B)になる？

## <裁判所の判断>

・甲1発明と甲2発明とは、同じ技術分野において、靴下のはき心地を良好にするという同じ技術的課題を解決するもの。

→ **組み合わせ可!**

・甲2発明のDは、甲1発明のCと同じ効果をもたらす(踵部に余裕を生じさせる)ものだから、もし採用するならCとDとは同じ側に設けられる。

→ **本件発明にはならない!**

・仮に甲1発明においてCと反対側にDを設けたとすると、踵部の外側と内側とに余裕が生じ、踵部が対称形に近づくことになる。

→ **甲1発明の目的(踵部を左右非対称形にする)に反する!**

「甲1発明において、Cが形成される側とは反対側に甲2発明のDを設けることには、阻害事由がある。」

## 審査基準抜粋（第Ⅲ部第2章第2節3.2.2）

阻害要因の例としては、副引用発明が以下のようなものであることが挙げられる。

- (i) 主引用発明に適用されると、主引用発明がその目的に反するものとなるような副引用発明
- (ii) 主引用発明に適用されると、主引用発明が機能しなくなる副引用発明
- (iii) 主引用発明がその適用を排斥しており、採用されることがあり得ないと考えられる副引用発明
- (iv) 副引用発明を示す刊行物等に副引用発明と他の実施例とが記載又は掲載され、主引用発明が達成しようとする課題に関して、作用効果が他の実施例より劣る例として副引用発明が記載又は掲載されており、当業者が通常は適用を考えない副引用発明

### <実務への反映>

一見すると、主引例の構成Aを副引例の構成Bに置き換えた場合に本件発明に想到する場合であっても、主引例の構成Aを副引例の構成Bに置き換えた結果、主引例がその目的に反する、主引例が機能しなくなる、主引例の効果が損なわれる、等の事情が存在しないかについて確認する。

該当する場合には、阻害要因の主張が有効となる。



【ケース3】 H29.4.12 知財高裁 平成28年(行ケ)10059

クレームの文言が多義的に解釈される余地があれば、その発明は不明確(36条6項2号違反)であると判断された。

<事実関係>

本件発明

モータを備える携帯用電気切断機であって、  
…(略)…

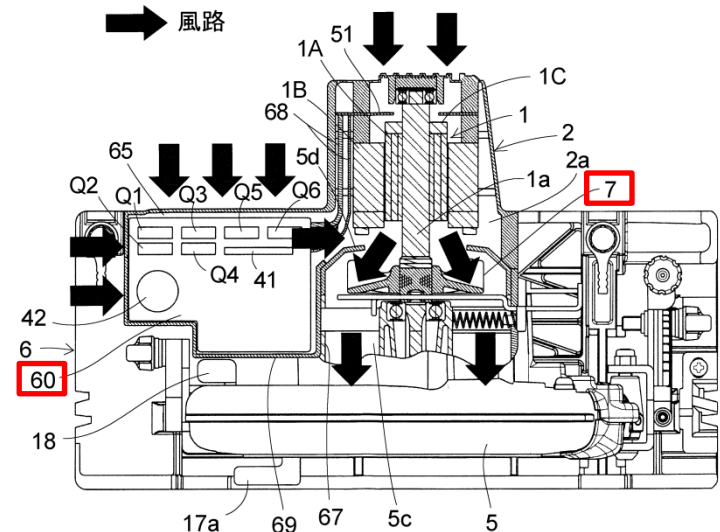
前記回路基板(60)の少なくとも一部は、前記ファン(7)の回転軸に直交する方向を径方向としたとき、前記ファンの径方向外側に配置され、

…(略)…

ことを特徴とする携帯用電気切断機。

<争点>

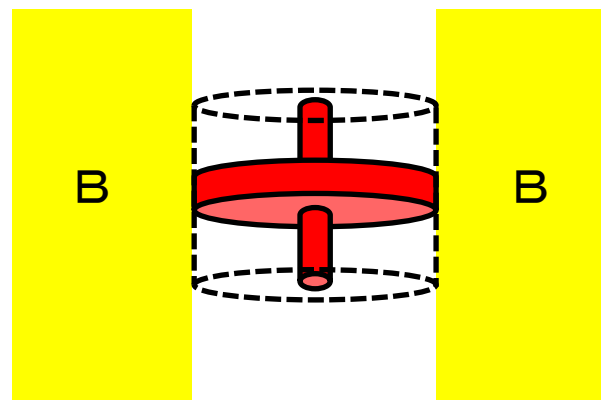
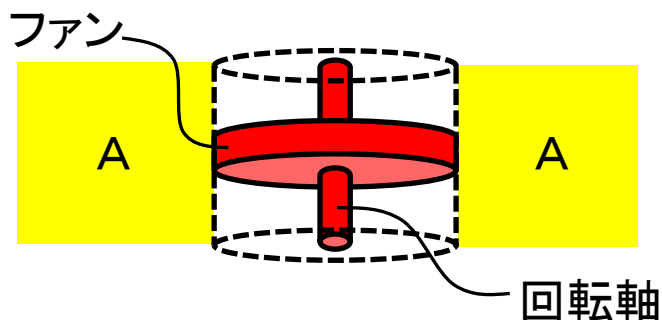
記載要件に関する認定・判断の誤り



## <裁判所の判断>

クレーム中で「径方向」を定義 → ファンの回転軸に直交する方向とすると

「ファンの径方向外側」は、下図のAまたはBの何れの領域とも解される。さらに技術的意義(小型化、基板冷却)に鑑みてもどちらの解釈が正しいとも判断できない。



## <実務への反映>

- ・クレーム中の用語が複数の意味に解釈できる → それは「広い」のではなく「不明瞭」
- ・「いずれとも解釈できるので不明瞭」といわれないために・・・
  - (a) 「～側」等の曖昧な表現は避ける。
  - (b) バックアップとして、明細書の記載からも用語の意義を解釈できるよう、明細書の記載を充実させる(特70条②)。
  - (c) 具体的な形状や位置を特定するのではなく、作用的・機能的な表現でクレームを作成した方が、明確でかつ広い内容となる場合もある。

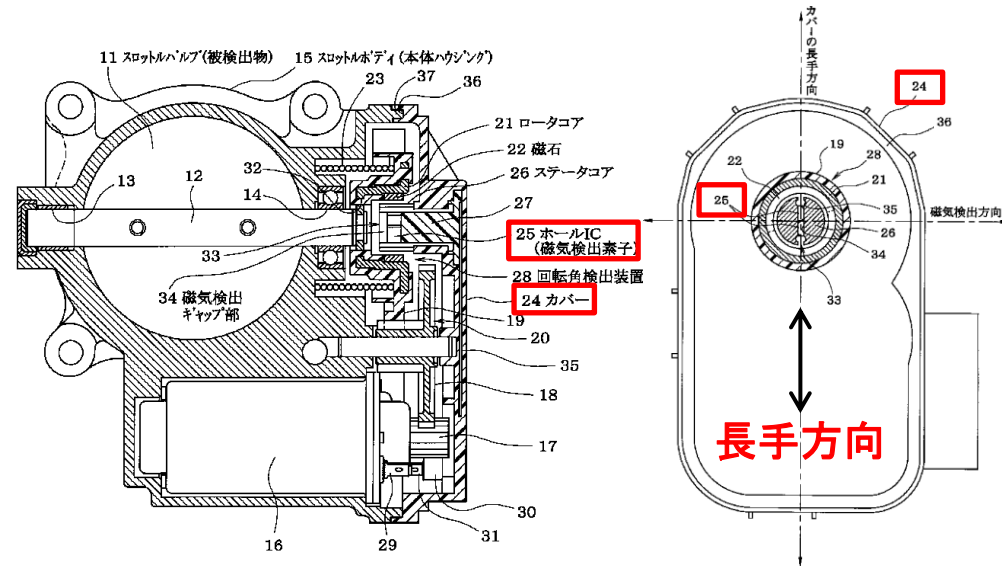
## 【ケース4】 H27.12.24 知財高裁 平成27年(行ケ)10026

本件発明の特許請求の範囲の記載は、サポート要件を満たしていない(クレームの記載から、いかなる場合に課題に直面するのか理解できない)と判断された。

### <事実関係>

**本件発明の課題**: 樹脂製のカバー(24)にモールドされたホールIC(25)の磁気検出方向をカバーの長手方向(熱変形量が多い方向)と平行にしてしまうと、カバーの熱変形によってギャップの大きさが変わりギャップを通過する磁束密度が変化することで、ホールICの出力が変動するおそれがある。

**解決方法**: ホールICの磁気検出方向とカバーの長手方向とが直交するようにホールICをカバーに配置。



### <争点>

本件発明のクレームの記載から、本件発明の課題に直面し得る?

<本件発明のクレーム>

金属製の本体ハウジングと,

この本体ハウジング側に設けられて被検出物の回転に応じて回転する磁石と,

前記本体ハウジングの開口部を覆い前記本体ハウジングより熱膨張率が大きい樹

脂製で縦長形状のカバーと,

このカバー側に固定された磁気検出素子とを備え,

前記磁石と前記磁気検出素子との間にはエアギャップが形成され,

前記磁石の回転によって変化する前記磁気検出素子の出力信号に基づいて前記被  
検出物の回転角を検出する回転角検出装置において,

前記磁気検出素子は, その磁気検出方向と前記カバーの長手方向が直交するよう

に配置されていることを特徴とする回転角検出装置。

## <裁判所の判断>

- ・カバーと本体ハウジングとの間の相対的な位置ずれは、締結用ボルトの締付力とカバーに生じる熱応力との関係において、締付力が上回る場合には生じない。(どのような位置ずれが生じるかは、ボルトの配置やその締付力に応じて変わる。)
- ・カバーが均質組成の平板形状でなかったり、カバー内部の温度分布が均一でなかったり、熱膨張により3次元的に変形したりする場合、縦長形状のカバーの長手方向が短尺方向に比べて、熱変形量が常に大きくなるとは限らない。



**短尺方向よりも長手方向に大きくずれるということは、常に生ずるものではない。**

クレームの記載からは、本件発明が前提とする課題に直面するか否か不明(課題自体を有するか不明)であり、本件発明は、上述の課題を認識し得ない構成を含む(より広い範囲となっている)ものである。(サポート要件違反)

## <実務への反映>

- ・クレームに記載の発明について、明細書等の記載や示唆から、いかなる場合に課題に直面するのかを理解できる(当業者が、発明の課題を解決できると認識できる)ことが必要。
  - (a) クレームには、課題を生じる構成が十分含まれているか?(広げ過ぎてないか?)
  - (b) 明細書には、課題が生じる根拠等が十分記載されているか?

# 目次

## 1. 特許

(1) 審決取消訴訟(進歩性、明確性、サポート要件): ケース1~4

**(2) 侵害訴訟(充足性、均等論、特許寄与率): ケース5~9**

(3) 発明対価請求訴訟: ケース10

2. 意匠: ケース11

3. 不正競争防止法: ケース12~13

4. 質疑応答

【ケース5】 H29.9.12 大阪地裁 平成28年(ワ)6357

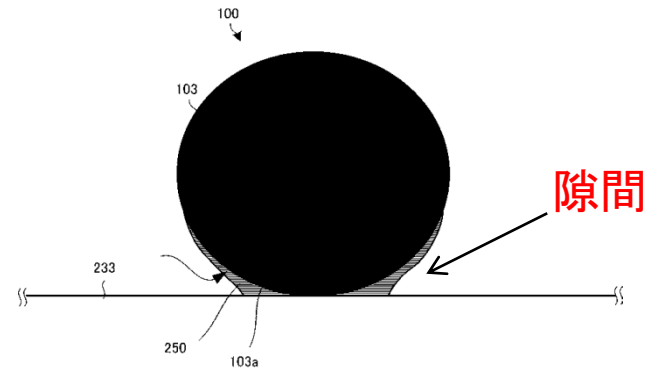
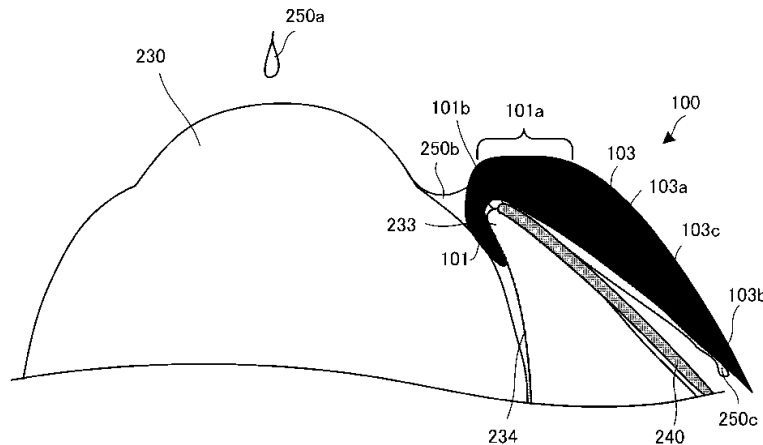
イ号製品は、本件発明と課題解決の原理に共通性があるものの、物としての構成がクレームにおいて特定された本件発明の構成とは異なるから、イ号製品は、本件発明の技術的範囲に含まれないと判断された。

＜事実関係＞

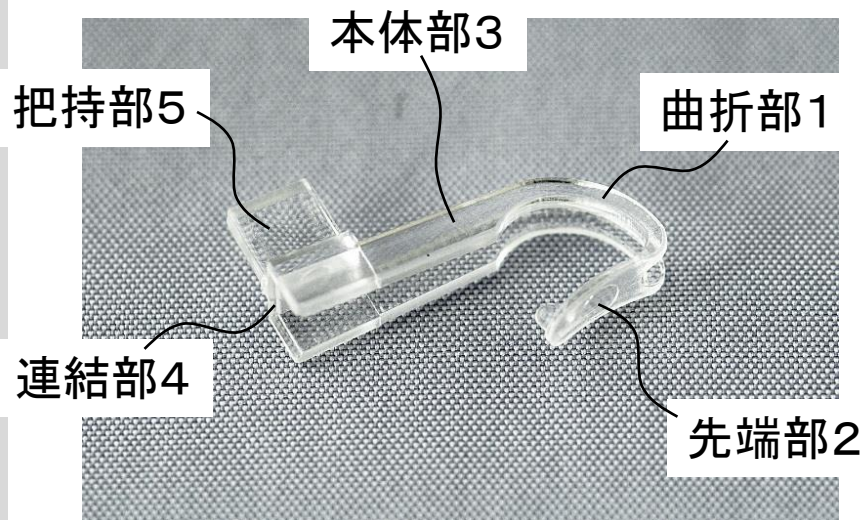
本件発明

瞼裂(けんれつ)内に滞留した液体を瞼裂外に排出するための排液器(100)。

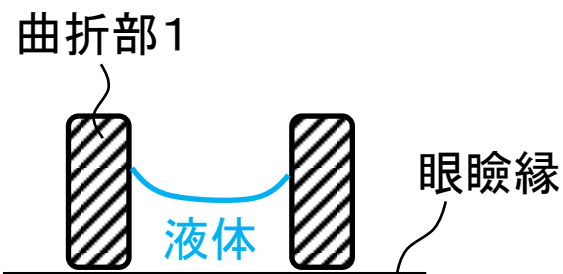
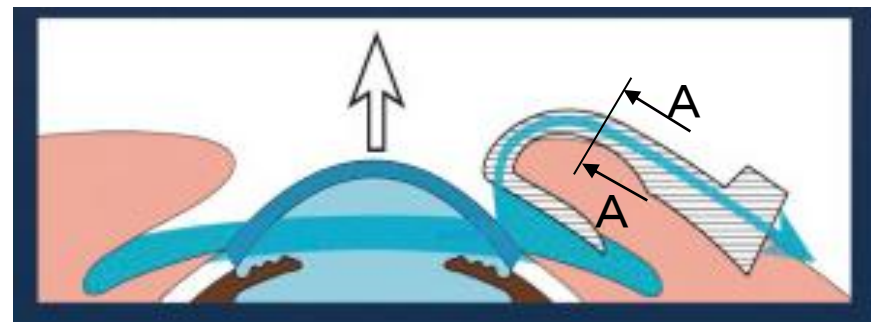
フック部(101)は、先端をへら状に形成され、ボディ部(103)は、腹部(103a)とテール部(103b)とを有し、腹部(103a)の眼瞼縁側表面と眼瞼縁(233)との隙間を伝わせて、テール部(103b)の表面に到達した後に液体を排出する。



# イ号製品



曲折部1から本体部3にかけては  
2枚の樹脂平板が対向するように並設



A-A断面拡大図



## < 裁判所の判断 >

本件発明では、

フック部により導かれた液体は、すべて腹部の眼瞼縁側表面と眼瞼縁との隙間を伝って、テール部へ流れていくものと解される。(他の部位を利用して排出する構成が何ら示唆されていない。)

イ号製品では、

実際の使用時においてフック部により導かれてくる液体の大部分は2枚の樹脂板の間に形成される空間を通過して排出される。

→ 2枚の樹脂板の間に形成される空間が排液路として機能。

2枚の樹脂板が「腹部」に相当したとしても、その底面と眼瞼縁との間の隙間を流れる液体もあることは認められるが、その量は明らかに僅かなものである。

→ 「腹部」以外の部分を主たる流路として機能させている。

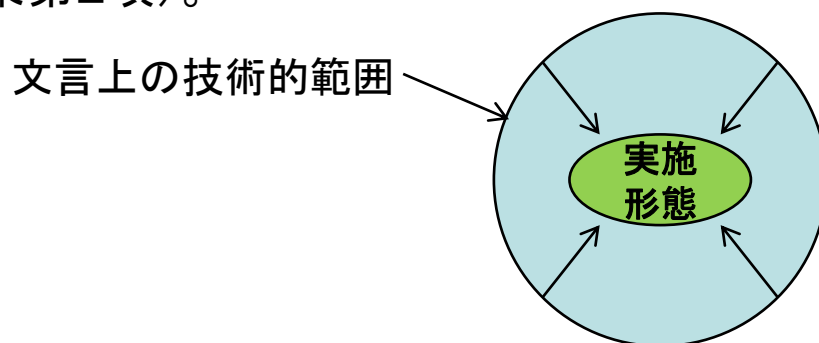
イ号製品は、本件発明1と同様に「毛細管現象」を利用している(課題解決の原理に共通性がある)が、物としての構成が、特許請求の範囲の記載において特定された本件発明の構成とは異なる。 → **イ号製品は本件発明の技術的範囲に含まれない!**

## <実務への反映>

物に対する機能的な特定は、文言上、クレームされた発明の技術的範囲が広がる傾向にあるが(他社牽制には有効)、表現が抽象的になり易い。

このため、審査の段階ではサポート要件違反又は明確性要件違反(特許法第36条第6項第1号、及び同項2号)を指摘される可能性が高くなる。

一方、侵害訴訟等における技術的範囲の属否の判断においては、発明の詳細な説明の記載に基づいて、クレームの文言が本来の意図よりも狭く解釈されやすくなる(特許法第70条第2項)。



(a) クレーム上において構成(構造)を十分に特定できる場合には、クレーム上において当該構成に基づく作用を記載することは避けることが好ましい。

※クレームの文言が意図せず限定的に解釈されることを避けるため。

(b) 機能的な文言で構成を特定する場合には、当該機能的な文言による特定を実現し得る具体的な実施形態をできるだけ多く発明の詳細な説明に記載しておく。

【ケース6】 H30.3.19 東京地裁 平成29年(ワ)3569

一見、構成は同じであるが、本件発明のクレームにおいて特定される関係(得られる効果)が存在しないことから、被告製品は、本件発明の技術的範囲に属しないと判断された。

<事実関係>

本件発明

相手側ハウジング部材(H)に備えられた取付孔(Ha)に收容されるソレノイド(1)であって、

前記ソレノイドは、

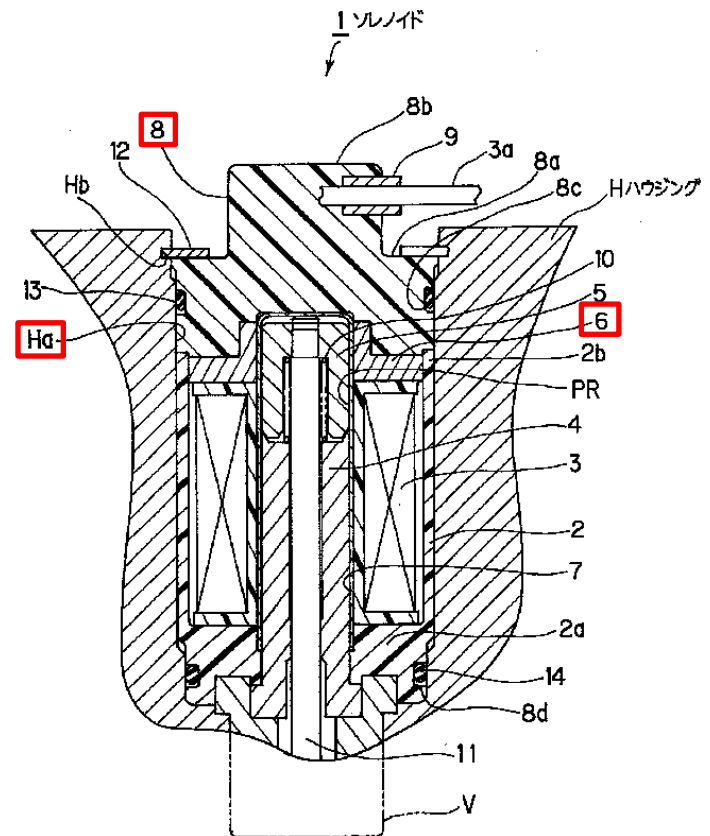
…(略)…

該アッパープレート(6)の外側で前記取付孔に**密封嵌合**して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材(8)、

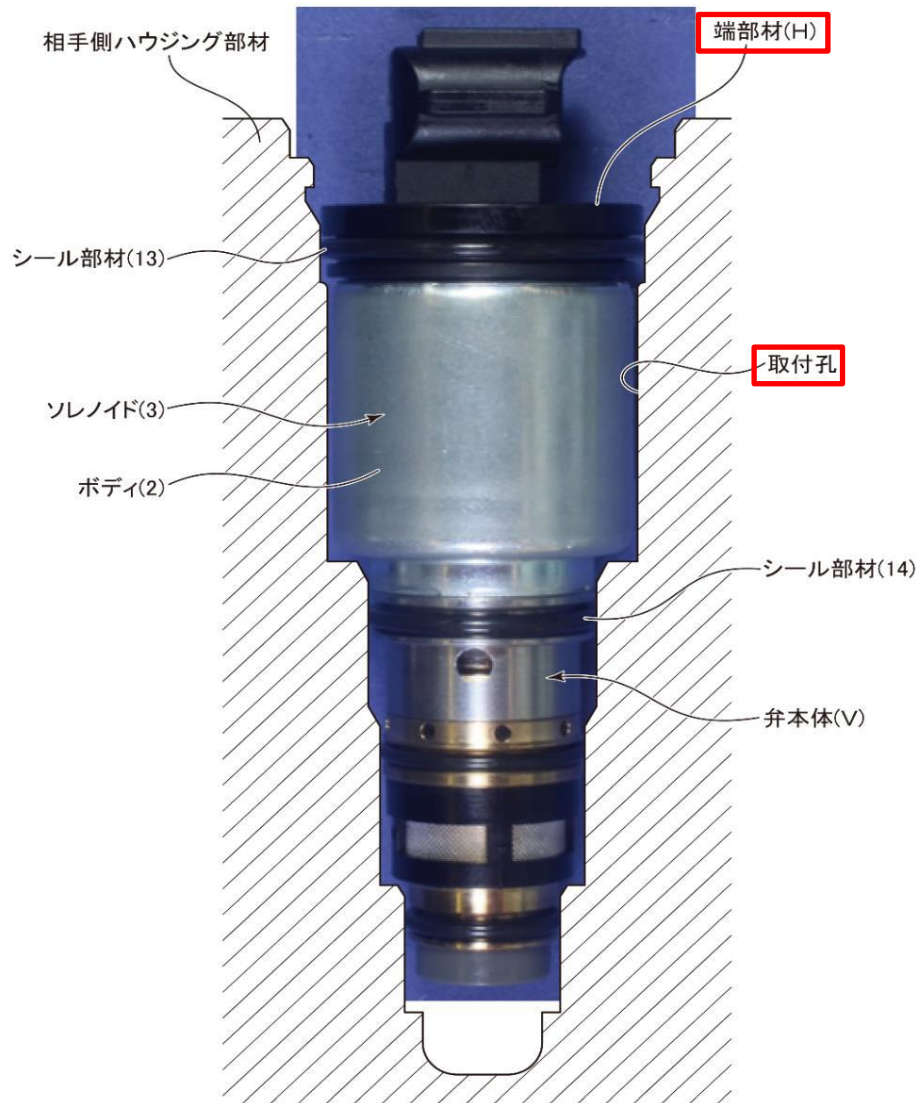
…(略)…

を備え、

…(略)…



# 被告製品



＜争点＞  
端部材(H)は取付孔に  
密封嵌合？

## <裁判所の判断>

・単なる「密封」、「嵌合」ではなく「密封嵌合」がどの程度の密封性を要するのかは、辞典(大辞林、広辞苑)からだけでは一義的に明確には定まらない。

→ 本件明細書の特許請求の範囲以外の記載及び図面を考慮して解釈すべきである。  
(特許法第70条第2項)

・「密封嵌合」とは、「ソレノイドの耐食性を向上させる効果をもたらすように外部雰囲気の進入を抑制させる程度に、端部材が取付孔に対してぴっちり封をするように機械部品がはまり合う関係」を意味すると解される。

・被告製品のOリング(シール部材13)を外して実験を行った結果、取付孔内部への水分の進入を抑制する効果があるとは認められなかった。つまり、端部材(H)は取付孔に密封嵌合しているとはいえない。

→ 被告製品は本件発明の技術的範囲に含まれない！

## <実務への反映>

(a) クレームにおける限定事項が本当に必要であるのか、過度の限定になっていないか、十分に検討する。

(b) 技術的範囲を狭める用語(例えば、「密封」、「嵌合」、「圧入」など)は、メインクレームでの使用を極力避ける。

【ケース7】 H30.10.19 東京地裁 平成29年(ワ)22041

被告製品は、通常使用される状態において本件発明の構成を充足していないとして、本件発明の技術的範囲に属しないと判断された。

### <事実関係>

#### 【本件発明】

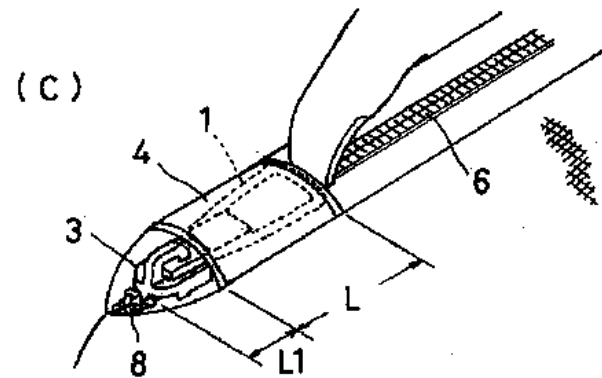
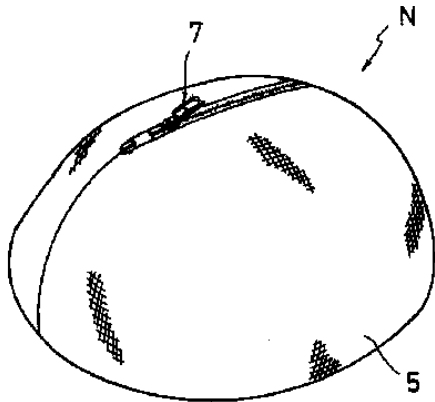
ネット状袋体に務歯よりなる開口部(6)とスライダ(3)と引き手(2)とを備えたスライダファスナー(7)により開閉自在な洗濯用ネットであって、

…(略)…

開口部(6)の閉口端(8)には、閉口された状態において、スライダ(3)と引き手(2)と拡大把持体(1)とで構成される**スライダ構成体を10～50%露出させ、**

…(略)…

ことを特徴とする洗濯用ネット。



$$\text{露出割合(\%)} = L1 / L \times 100$$

## <事件関係>

### 【被告製品】

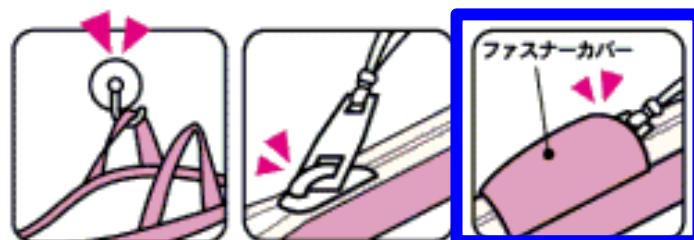


### 露出割合

$$L1 / L \times 100 = 3.5 / 25 \times 100 = \text{約}14\%$$

## <裁判所の判断>

- ・被告製品の説明書等によれば、スライダーは閉口端側に露出していない。(露出させる意図ない)
- ・上記露出割合は、通常使用される態様より強くスライダーを押し込んで測定されたのでは？
- ・通常使用状態ではない状態においてスライダーの露出割合が10%を超えるとしても、それによって構成要件を充足するということとはできない。



市販の吸盤フックを使用するとランドリーバッグとして使えます。

スライダー部分に過度な力を加えないでください。  
※ファスナーの開閉はスライダーの紐を引張ってください。

ファスナーを閉じた時はスライダーをファスナーカバーの中に収めてから洗濯してください。

**【ケース8】 H28.6.29 知財高裁 平成28年(ネ)10007**

均等の第1要件である本質的部分について丁寧に説明された事案

**＜均等に関する訴訟の傾向＞**

- ・均等が主張された訴訟のうち均等侵害が認められた事案: **1/10**程度
- ・均等が否定された訴訟のうち第1要件(本質的部分)で均等が否定された事案: **5割以上**

**＜裁判所の判断＞**

**本質的部分とは？** ⇒特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、**従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分**

- (a) 特許発明の本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載、特に明細書記載の従来技術との比較から認定される
- ・従来技術と比較して**発明の貢献の程度が大きい**場合: 本質的部分を**広く**解釈
  - ・従来技術と比較して**発明の貢献の程度が大きい**場合: 本質的部分を**狭く**解釈
- (b) 明細書に記載された**従来技術が客観的に見て不十分な**場合には、**明細書に記載されていない従来技術も参酌**して本質的部分を認定する
- ・この場合、本質的部分は**狭く**解釈される



## <均等が認められるための5要件>

特許発明の構成中に、被疑侵害品と相違する部分(構成C)が存在する場合において

### (1) 第1要件:本質的部分

被疑侵害品が本件特許発明の本質的部分(構成D)を備えている

### (2) 第2要件:作用効果の同一性

相違する構成Cを被疑侵害品の構成C'に置換しても特許発明と同一の作用を効果を奏する

### (3) 第3要件:置換容易性

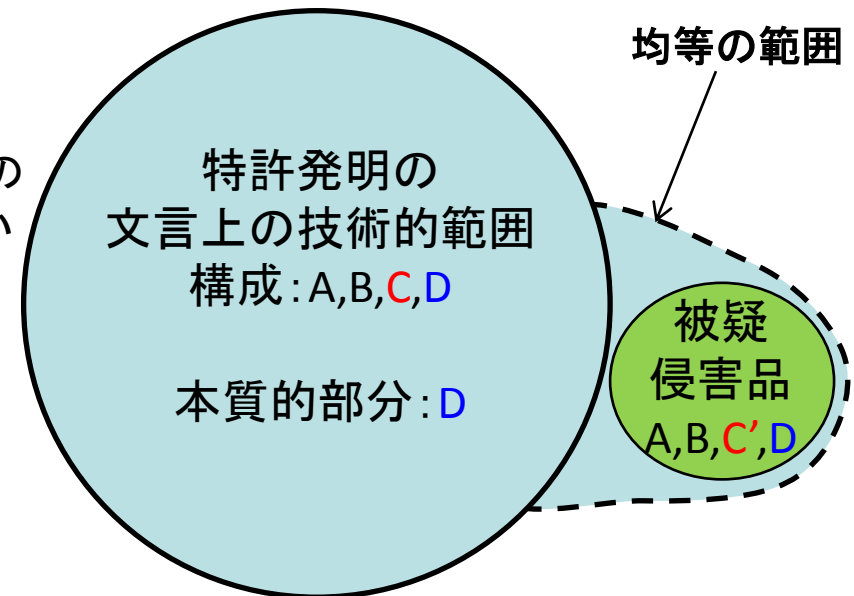
相違する構成Cを被疑侵害品の構成C'に置換することが容易

### (4) 第4要件:容易推考性

被疑侵害品が公知技術等に該当しない

### (5) 第5要件:意識的除外

出願経過において、被疑侵害品C'が特許請求の範囲から除外されている等の特段の事情がない



例:C:スプリング / C':皿ばね

【ケース9】 H30.11.29 大阪地裁 平成28年(ワ)5345

発明の特徴部が発明に係る製品の一部であるため、特許が製品の販売に寄与する度合い(寄与率)は10%と判断された事案。また、原告製品と被告製品との価格の違いが大きいことを考慮すると、被告製品の譲渡数量のうち5割について、原告には販売することができない事情があったと判断された。

<争点>

原告の損害額は？(特許法102条1項に基づく損害額の推定)

<損害の額の推定規定:特許法102条1項>

損害額＝

侵害者の譲渡(販売)数量×特許権者の物の単位数量当たりの利益の額×特許の寄与率

特許の寄与率とは？ ⇒本件発明の技術の利用が被告製品の販売に寄与した度合い

侵害者の譲渡(販売)数量の控除項目

- ・特許権者の実施能力を超える分
- ・特許権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する分

## <裁判所の判断>

### (1)「特許の寄与率」について

- ・本件発明は、美容器に関するものではあっても、美容効果を生じさせるローラの性質や構造等に関するものではなく、ローラを回転支持する軸受に関するものである。
- ・軸受は、美容器の一部であり、需要者の目に入るものではない。
- ・ローラが円滑に回転し得るよう支持する軸受の代替技術は存したと解される。  
→本件発明の技術の利用が被告製品の販売に寄与した割合(寄与率)は、10%!

### (2)「特許権者が販売することができないとする事情」について

- ・原告製品は百貨店等で2万円以上の価格で販売され、微弱電流を発生する機能を有する高価品、高級品に位置づけられるのに対し、被告製品はディスカウントストア等で販売され、微弱電流を生ずる機能のない廉価品である。  
→原告製品と被告製品の価格の違いが大きいため、被告製品の譲渡数量のうち5割については原告には販売することができない事情があった。

損害額



=侵害者の譲渡数量(-50%)×特許権者の物の単位数量当たりの利益の額×特許の寄与率(10%)

## <実務への反映>

- 部品(部分)の発明である場合において、特許の対象をその部品が組み込まれる製品全体とした場合(例えば、対象が電動パワーステアリング装置であって、発明の特徴部が軸受に関する場合)には、発明の寄与率は低いものとなる可能性がある。
- 損害額を期待して発明の対象を製品全体にしても損害額の観点ではあまり意味がない。

# 目次

## 1. 特許

(1) 審決取消訴訟(進歩性、明確性、サポート要件): ケース1~4

(2) 侵害訴訟(充足性、均等論、特許寄与率): ケース5~9

**(3) 発明対価請求訴訟: ケース10**

2. 意匠: ケース11

3. 不正競争防止法: ケース12~13

4. 質疑応答

**【ケース10】 H30.5.29 東京地裁 平成27年(ワ)1190**

職務発明における「相当の対価」を式で示した事案。

**<旧法第35条>**

- ・従業者から使用者に特許を受ける権利が承継された場合において、従業者が支払を受けられることができる対価について、契約、勤務規則で定めがある場合には、原則としてその定めに基づき決定される対価が「相当の対価」となる。
- ・相当の対価が不合理な場合には、「相当の対価」の額は、その発明により使用者が受け  
るべき利益の額及び使用者がした貢献の程度を考慮して定められる。

**<裁判所の判断>**

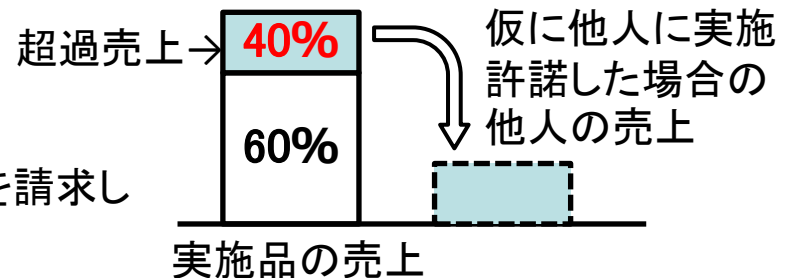
相当の対価 = その発明により使用者等が受け**るべき利益の額** × 発明者の貢献度**(5%)**

**その発明により使用者等が受け**るべき利益の額**(独占の利益) =**

**特許発明が他人に実施許諾された場合の実施料相当額 =**

**特許発明に関する実施品の売上 × 超過売上の割合**(40%)** × 仮想実施料率**(0.8%)****

※超過売上: 第三者の製造等を禁止することによる売上



(参考) 本事案では、原告は「相当の対価」として5億円を請求し認められたのは約3,000万円

# 目次

## 1. 特許

(1) 審決取消訴訟(進歩性、明確性、サポート要件): ケース1~4

(2) 侵害訴訟(充足性、均等論、特許寄与率): ケース5~9

(3) 発明対価請求訴訟: ケース10

## 2. 意匠: ケース11

3. 不正競争防止法: ケース12~13

4. 質疑応答

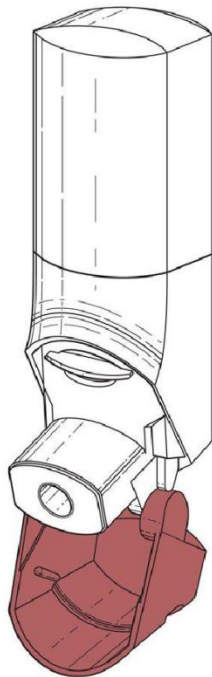
【ケース11】 H28.12.21 知財高裁 平成28年(行ケ)10125

本願意匠と引用意匠は類似するとした審判の判断が覆された事案。

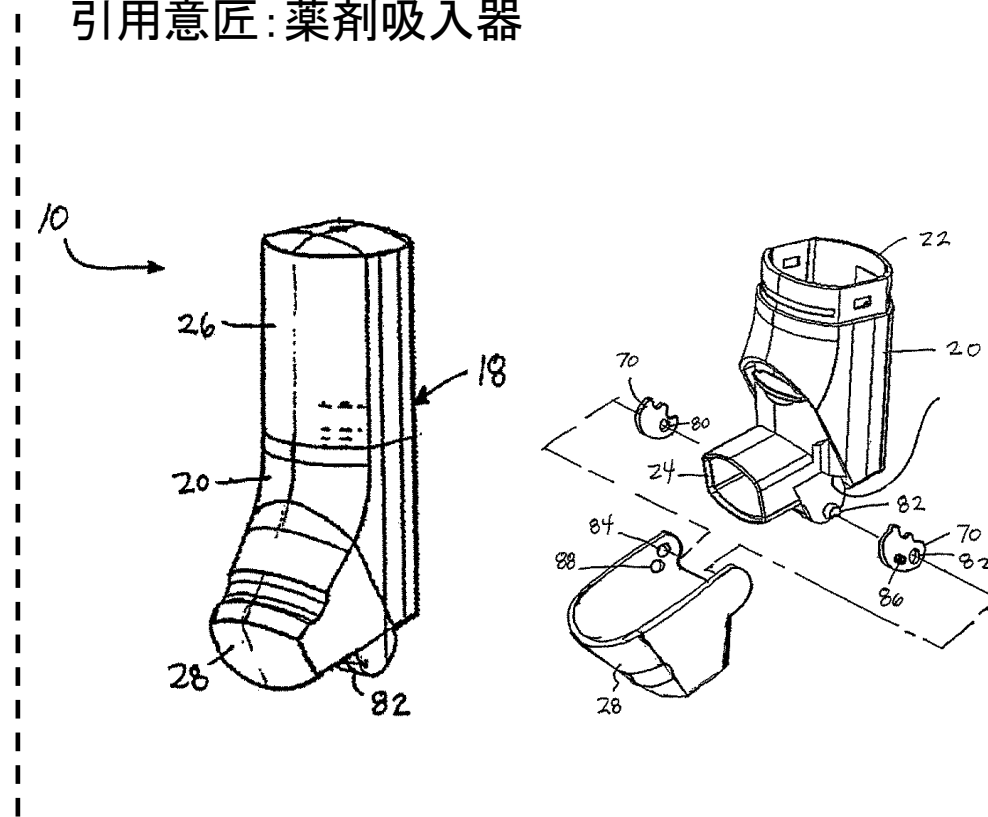
<事実関係>

本願意匠: マウスピース部を覆う  
カバー部(着色透明)を有する吸入器

斜視図1



引用意匠: 薬剤吸入器



意匠の類否判断の手法（特許庁と裁判所の判断は概ね同じ）

取引者、重要者の最も注意を惹き易い部分を意匠の要部と把握して、意匠の要部において、本件意匠と引用意匠とが構成態様を共通にしているか否かを重視して、美感の共通性の有無に基づき判断する。

### <審判の判断>

- ・吸入器の需要者は商品の細部ではなく、外観(物品の全体形態)を見て求めている商品か否かを判断する。  
→「物品全体の形態」が意匠の要部
- ・本願意匠と引用意匠を対比すると「物品全体の形態」は、需要者に異なる美感を起こさせるものではない。  
→両意匠は類似！
- ・マウスピース部は全体からすると僅かな範囲であり類否判断に及ぼす影響は限定的。



## <裁判所の判断>

- ・本願意匠と引用意匠は、基本的構成態様において共通するものの、その態様は、**ありふれたもの**であり、需要者の注意を強く惹くものとはいえない。  
→本願意匠と引用意匠の共通部分は、公知意匠を考慮すると意匠の要部ではない
- ・マウスピース部の端部の形態の相違は、**需要者である患者及び医療関係者らの注意を強く惹き、視覚を通じて起こさせる美感に大きな影響を与えるものである。**  
→「マウスピース部の端部の形態」が意匠の要部
- ・マウスピース部の端部について、本願意匠は、その中央に円形孔が形成された端壁を設けたものであるのに対して、引用意匠は、端壁がなく、単に筒状のまま大きく開口した点は、マウスピースカバー一部が透明で着色されていることと相まって、**異なる美感を起こさせるものであり、それ以外の共通点から生じる印象に埋没するものではない**というべきである。  
→**両意匠は非類似！**

## <実務への反映>

裁判所は、公知意匠も考慮して、本願意匠と引用意匠の共通点は「意匠の要部」ではないと判断した。**意匠の類否判断において、公知意匠の参酌は非常に重要！**

# 目次

## 1. 特許

(1) 審決取消訴訟(進歩性、明確性、サポート要件): ケース1~4

(2) 侵害訴訟(充足性、均等論、特許寄与率): ケース5~9

(3) 発明対価請求訴訟: ケース10

## 2. 意匠: ケース11

## 3. 不正競争防止法: ケース12~13

## 4. 質疑応答

【ケース12】 H30.2.27 東京地裁 平成28年(ワ)10736

原告商品形態が不競法2条1項1号の商品等表示に該当するとして、被告商品の譲渡等の行為が不正競争行為に当たると判断された。

不競法第2条1項1号(周知表示混同惹起行為)とは？

周知な商品等表示の有する出所表示機能を保護するため、周知な商品等表示に化体された他人の営業上の信用を自己のものと誤認混同させて顧客を獲得する行為を防止する規定。

### <事実関係>

【原告商品】(「ポケフラット」、「ポケフラシヤトル」)  
全長約22cm、横幅約5cm、厚さ約2.5cmの  
薄い扁平形状。平成16年から販売。

【被告商品】  
全長約24cm、横幅約6.5cm、厚さ約2.5cmの  
薄い扁平形状。平成27年から販売。



### <争点>

原告の**商品形態**が不競法2条1項1号の**商品等表示**に該当するか否か

「商品形態」が不競法2条1項1号の「商品等表示」に該当する要件

(1) 商品形態の特別顕著性

商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有する

(2) 周知性

その形態が特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっていること

本判決において、原告の商品形態の「特別顕著性」が認められた理由

- (1) 原告商品の形態は、折り畳んで包袋に入れた状態において、全体的に薄く、扁平な板のような形状である点で、一般的な折り畳み傘の形状(円筒形状)とは明らかに異なる特徴を有している。
- (2) 原告商品は、新聞、雑誌、テレビ番組等の多数のメディアで取り上げられ、需要者に対し、全体的に薄く扁平な板のような形状を有する商品であるという強い印象を与えている。



貴社の商品形態が市場において特別顕著性を獲得していれば、  
不競法2条1項1号の保護を受けられる可能性あり

**【ケース13】 H31.1.24 知財高裁 平成30年(ネ)10038**

モデルチェンジした原告製品は、最初に販売されてから3年経過した製品に該当せず、不競法第2条1項3号の保護が受けられると判断された。

不競法第2条1項3号(商品形態模倣行為)とは？

他人の商品形態を模倣した商品の譲渡等を禁止する規定。  
但し、最初に販売された日から3年を経過した商品には適用されない。

**<事実関係>**

原告商品：サックス用ストラップ  
平成25年6月販売開始  
平成28年3月モデルチェンジ



被告商品  
平成28年11月販売開始

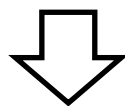


**<争点>**

モデルチェンジした原告製品は、最初に販売されてから3年経過した商品に該当するか否か

## <裁判所の判断>

- ・不競法2条1項3号により保護されるのは、モデルチェンジにより変更された部分に限られるものではなく、**商品全体の形態**である。
- ・原告商品の形態は、旧原告商品（モデルチェンジ前）の形態とは実質的に同一のものではなく、別個の形態であり、原告商品の販売が開始されたのは、平成28年3月である。
  - 最初に販売された日から3年間経過していない原告商品と実質的に同一な形態である被告商品は、不正競争行為に該当すると判断された。



販売から3年を経過していない貴社製品（モデルチェンジした製品も含む）について、他社が貴社製品を模倣してデッドコピーしていれば、特許権や意匠権を有していない場合であっても、不競法2条1項3号の保護を受けられる可能性あり